

3 保管管理及び取扱について

保管管理・取扱については、次の点に注意してください。

- (1) 毒物又は劇物を保管する場所は、かぎのかかる丈夫なものにし、必ず施錠し、鍵の管理を徹底すること。
- (2) 他のものと区別して保管すること。
- (3) 管理者の目の届くところに保管すること。
- (4) 保管、陳列されている毒物劇物の在庫量の定期点検、使用量の把握すること。(別添、毒物劇物管理簿P 3 0 参照)
- (5) 容器や保管設備などに腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認すること。
- (6) 使用していない不要な毒物又は劇物は、早く適切に処分すること。